

一歩を踏み出し笑顔を取り戻そう!

～DV被害の実態を考える～



天草ひまわり基金法律事務所
林真希 弁護士

平成20年2月から同事務所へ赴任。熊本県弁護士会所属。離婚、相続などの民事事件や債務整理、刑事事件など幅広く取り扱っている。また、市男女共同参画審議会の副会長も務めている。



どこに相談に行けばいいのか
わからないというのが現実

—Aさん

「かげで生活できるんだ」と言う、生活費を渡さない、外で働くことを制限する、性行為を強要するなどの精神的・性的な暴力も、DVに含まれると考えられるようになっていきます。

Aさん 生活費のことで、「買物があるからお金をちょうだい」と言うと、こまめに何に使うのかと尋ねられたり、レシートをチェックされたりもしました。

ひとりで出かけるときも、「どこに行くのか、何時に帰ってくるのか、誰といっしょに行くのか」などしつこく聞かれ、しつように電話がかかってくることもよくあります。

できたとき、「やっとこれで終わった」と思ったのですが、実はそれからもかなりの時間かかりました。

相談員 離婚後もつらい目にあつたり、いろいろな手続きで本当にたいへんですものね。

Aさん 携帯電話の番号を変えても、住所が変わっても、元夫は私の居場所をつきとめようとしましたし、実家にもひんぱんに電話がかかってきました。とにかくいやだったし、怖かったので公的機関（行政や警察）にも相談に行きました。きちんと対応してくださったところもありましたが、悲しいかなやっぱり夫婦間の問題だからといった感じで対応されたこともありました。

それに、まずDV被害を受けている人

どんなことがあっても暴力はあつてはならない

くありました。本当に息苦しかったですね。林さん 行動を細かく監視する行為や外出を禁止する行為なども、DVにあたる場合があります。ただ、実際に暴力をふるったりする加害者は、自分がDVにあたる行為をしているという認識すらない場合が多いように感じます。

また、周囲の人や被害者自身も、DVを家庭内のうちわもめとして軽く扱ったり、家庭の恥として隠したりしてしまうこともあり、問題だと感じていません。

相談員 相談者の中には、はじめから「これってDVなんですかね」と言われる人もいらつしゃいますが、離婚相談や経済的に困っているなどの話の中で、DV被害の兆候がわかってくるようなケースも見受けられます。

それから、最近では若い男女間でのデートDVの被害などの相談もあります。例えば、交際をしている相手に対し、ほかの男性と話をすることを禁止したり、相手の携帯電話をチェックしたりするなど、どこで何をしているのかを常に知りたがる。愛情の証として、性的な関係を迫つたりするなど、『交際をしているから当然』という思いで、相手を自分の思いのままにコントロールするのです。自分がしている行為は愛情であつて、犯罪であるという認識がないのです。

林さん Aさんが先ほど話されたように、「お前が悪いからオレは殴るんだ」「私がい

は、どこに相談に行けばいいのかもわからないというのが現実だと思えます。私も、周囲の人から「相談するところはたくさんあるんだよ」と教えていただいて、はじめに知りましたし、相談に行こうとしても、「相談に行つたことがわかつたらどうしよう」という気持ちが先に出てしまいます。「どこから情報が漏れるかわからない、どこかで見られていたら」と思うと、足もすくんでしまいます。

林さん たしかに、初めて相談に行くときは勇気がいると思えます。しかし、DVに対して何らかの対応がとれないか、専門家に相談してみることは重要だと思えます。この点、法的対応としては、現配偶者から暴力を受けている場合だけでなく、離婚後に引き続き元配偶者から暴力を受ける場合

けないから殴られるんだ」という考えに陥る前に、どんなことがあつても『暴力はあつてはならない』という認識を持つてほしいと思います。

家庭内であつても、暴力を加えたら「暴行罪」、その結果、ケガをさせたときは「傷害罪」にあたります。暴力を受けている被害者は、警察にも相談してください。危険を感じたら、とにかく暴力を受けないように、実家や友人の家などに一時的に避難することも大切です。

被害や苦しい思いは離婚後も続く

Aさん DVを受けていたとき、ストレスによつて頭痛や発しんなどの異変も現れてきましたし、子どもたちも怖がつて、ちょっとした物音にもビクビクしていました。精神的に追い込まれていたと思います。

私の場合、初めから第三者を交えた話し合いで、離婚をしようと思つていました。何度か話し合いを進めていく中で、周囲の皆さんが「もしかしてDV被害にあつてい



最近、若い男女間における
デートDVの被害相談も

—市女性相談員

にも、接近禁止命令や退去命令などの保護命令を裁判所から発してもらつておくことができる場合があります。また、自宅や職場付近で見張りをするなどのつきまとい行為や、拒否しているにもかかわらず面会や交際を求めるといった行為は、ストーカー規制法などで対応することも考えられます。

また、DV防止法は、周囲の皆さんがDVなどを発見した場合、警察官または配偶者暴力相談支援センターに通報するように努めなければならぬと定めています。一人ひとりが犯罪を起こさないための目を持つことは、大切なことだと思えます。実際、相談に来られる人は、子どもに被